



2020年12月15日

各位

会社名：LINE株式会社
代表者名：代表取締役社長 出澤 剛
コード番号：3938、東証第一部
問合せ先：投資開発・IR室
電話番号：03-4316-2050

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2020年11月9日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更並びに米国預託証券のニューヨーク証券取引所からの上場廃止申請、米国証券取引委員会への登録廃止申請及び米国の証券取引所法に基づく継続開示義務の終了又は停止の申請に関するお知らせ」（以下「2020年11月9日付け当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2020年12月28日までの間、整理銘柄に指定された後、2020年12月29日をもって上場廃止となる予定です。また、預託銀行であるJPモルガン・チェース銀行（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で登録・発行され、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場されている、預託証券1個につき当社株式1株を表章する米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）は、2020年12月28日（現地時間）をもってNYSEから上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において、また、本米国預託証券をNYSEにおいて、それぞれ取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率

当社株式について、29,165,333株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

243,702,841株

④ 効力発生前における発行済株式総数

243,702,849株

（注）当社は、2020年11月9日開催の取締役会において、2020年12月30日付で自己株式12,693株（2020年10月15日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却する

ことを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

8株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

32株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、NAVER Corporation (President & CEO : Han Seong-sook、以下「NAVER」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をソフトバンク株式会社(代表取締役CEO:宮内謙、以下「ソフトバンク」といいます。)及びNAVERの完全子会社であるNAVER J.Hub株式会社(以下「NAVER J.Hub」といいます、NAVERと併せて「NAVERら」といいます。また、ソフトバンク及びNAVER J.Hubを総称して「公開買付者ら」といいます。)に売却することを予定しています。この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者らによる公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同額である5,380円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

なお、本株式併合の対象となる当社株式には、本米国預託証券の裏付資産である本預託銀行が所有する当社株式も含まれていますので、本株式併合がなされた場合には、本預託銀行が本株式併合後に所有する当社株式の数も1株に満たない端数となる予定です。この場合、本米国預託証券の所有者は、本株式併合により生じた1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を上記手続により売却することによって得られる金銭のうち、本預託銀行に対して交付された金銭を、本預託銀行を通じて交付される権利を有することとなる予定です。具体的には、本米国預託証券の所有者に対しては、本預託銀行を通じて、本預託銀行が本米国預託証券の所有者に対して金銭を交付する時点において決定される日本円に対する米ドルの外国為替レートに基づいて本公開買付価格を米ドル換算(小数点以下を四捨五入。)した金額から適用のある本預託銀行の手数料及び費用並びに税金等を控除した金額に、本米国預託証券の各所有者が所有する米国預託証券が表章する当社株式の数を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定です。

2. 第2号議案(定款一部変更の件)

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2020年11月9日付け当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合

の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- ③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、NAVERのみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合に係る議案が原案どおりに可決されることを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年1月4日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2020年12月15日（火）
② 整理銘柄指定日	2020年12月15日（火）
③ NYSE 上場廃止の申請書の提出	2020年12月17日（木）（予定）
④ 本米国預託証券のNYSE最終売買日	2020年12月24日（木）※（予定）
⑤ 当社株式の最終売買日	2020年12月28日（月）（予定）
⑥ 本米国預託証券のNYSE上場廃止日	2020年12月28日（月）※（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2020年12月29日（火）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	2021年1月4日（月）（予定）

※ 現地時間

以上

米国投資家向けの追加情報

当社がソフトバンク及びNAVERらと共に提出した Schedule 13E-3（今後提出する修正 Schedule 13E-3 を含みます。）にて届け出た取引届出書は、米国証券取引委員会のウェブサイト <http://www.sec.gov> にて無料で閲覧できます。また、当社の投資開発・IR室（〒160-0022 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR 新宿ミライナタワー23階・電話番号 03-4316-2050）にご連絡いただくことによってこれらの書類を無料で入手することもできます。本経営統合についての重要な情報が含まれることから、当社株式等の所有者はこれらの書類を読まれることを推奨します。

将来予想に関する記述

このプレスリリースには、本経営統合に関連して成されたものを含む、ソフトバンク、NAVERら、Zホールディングス株式会社（代表取締役社長：川邊健太郎、以下「ZHD」といいます。）及び当社の現在の計画、見積り、戦略及び確信に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想に関する記述は、「予想する」、「確信する」、「継続する」、「予期する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「目指す」、「計画する」、「あり得る」、「目標とする」、「検討する」、「予測する」、「可能性」等の用語及びそれに類似する表現や、将来又は条件を示す「予定である」、「つもりである」、「はずである」、「し得る」、「可能性がある」等の将来予想に関する記述であると特定可能にすることを一般的に意図した表現及びこれらに類似する表現を含みますが、これらに限られるものではありません。これらの将来予想に関する記述は、ソフトバンク、NAVERら、ZHD及び当社が現在入手可能な情報に基づいており、このプレスリリースの日付時点においてのみ有効なものであり、かつ、それぞれの現時点における計画及び予測に基づくものであります。また、これらの将来予想に関する記述は、様々な既知又は未知の不確実性及びリスクを含んでおりますが、その多くはソフトバンク、NAVERら、ZHD及び当社がコントロールできるものではありません。したがって、このプレスリリース中において将来予想に関する記述として記載した現時点における計画、予定している活動並びに将来の財政状態及び経営成績は、実際のものとは著しく異なる可能性があります。このプレスリリースに掲載されている情報を評価する際は、これらの将来予想に関する記述に過度に依拠することがないように、ご注意ください。またソフトバンク、NAVERら、ZHD及び当社がこれらの将来予想に関する記述を更新する意図がないことも併せてご注意ください。ソフトバンク、NAVERら、ZHD、当社、本経営統合に影響を与える可能性のあるリスクや不確実性には、以下のものが含まれますが、これらに限られません。

- 本経営統合に関連して必要とされる許認可等の取得が遅延する、取得されない又は想定されていない条件が付与されるリスク
- 本経営統合の条件が満たされるか又は免除されるか
- 案件に関連する不確実性に伴い本経営統合が完了する前に ZHD 及び当社のビジネス、従業員との関係性、協力者、ベンダー又はビジネスパートナーとの関係が悪化する可能性
- 本公開買付け及び本経営統合に伴い株主によって起こされる可能性のある訴訟の結果生じ得る多大な弁護士費用、補償又は責任
- 当社による米国証券取引委員会への各種継続開示報告書（「リスク・ファクター」の表題の下に詳述されるものを含む）、並びにソフトバンク及びNAVERらが届け出た公開買付けに関する資料、当社が届け出た勧誘・推奨届出書、及び取引届出書に記載されるものを含めた、ZHD及び当社のビジネスに係るリスク及び不確実性